

筑前町学童保育所入所審査基準表

令和 年 月 日

児童名・学年	学年
--------	----

●基準指数(保護者の状況)

			保護者①	保護者②	
居宅外就労 (月64h以上)	(1)外勤(テレワーク含む) (2)自営(居宅外) (日中居宅外で労働に従事している者)	月20日以上勤務	1日のうち8時間以上勤務(9:00-17:00)	10	10
			1日のうち5時間以上8時間未満勤務	9	9
			1日のうち5時間未満勤務	8	8
		月15日以上20日未満勤務	1日のうち8時間以上勤務	9	9
			1日のうち5時間以上8時間未満勤務	8	8
			1日のうち5時間未満勤務	7	7
月15日未満勤務			6	6	
手伝い等で給与が出ない場合		上記の点数より-2			
居宅内就労 (月64h以上)	(1)自営(居宅内)	中心者(自ら営業を行う者)	1日のうち8時間以上勤務	10	10
			1日のうち5時間以上8時間未満勤務	9	9
			1日のうち5時間未満勤務	8	8
		協力者(中心者の補助を業務とするもの)	1日のうち8時間以上勤務	8	8
			1日のうち5時間以上8時間未満勤務	7	7
			1日のうち5時間未満勤務	6	6
手伝い等で給与が出ない場合		上記の点数より-2			
(2)居宅内勤務(内職)等	1日のうち8時間以上勤務	8	8		
	1日のうち5時間以上8時間未満勤務	7	7		
	1日のうち5時間未満勤務	6	6		
病気療養	入院中		10	10	
	通院中(月15日以上)		8	8	
	主に自宅療養中(通院中(月15日未満)含む)		6	6	
障がい等	身体障害者手帳1~2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級		10	10	
	身体障害者手帳3~6級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2~3級		8	8	
出産	産前8週の日の属する月の初日~産後8週の日の属する月の末日		7	7	
介護	入院・通院・通所等の介護従事時間	月20日以上、かつ、1日8時間以上	10	10	
	入院・通院・通所等の介護従事時間	月15日以上、かつ、1日5時間以上	8	8	
	入院・通院・通所等の介護従事時間	上記未満	6	6	
求職中	求職活動(技能取得のための講習等(月64時間未満)含む)		2	2	
就学	月20日以上就学	1日のうち8時間以上就学(9:00-17:00)	10	10	
		1日のうち5時間以上8時間未満就学	9	9	
		1日のうち5時間未満就学	8	8	
基準指数					

●調整指数

適用	条件		
新学年	ア	第1学年	5
	イ	第2学年	4
	ウ	第3学年	1
	エ	第4学年	-1
	オ	第5学年	-2
	カ	第6学年	-3
保護者の勤務終了時刻	午後4時よりも早い場合		-2
ひとり親世帯			4
児童の障がい			4
65歳未満の同居の親族	無職または就労時間月64時間未満、関係書類の提出無し ※1名あたり-2を減点		-2
その他	加算調整事項()		
調整指数合計			

入所指数合計	保護者のどちらか基準指数の低い指数+調整指数=入所指数	
--------	-----------------------------	--